

南アルプス市

地球温暖化対策実行計画

《第3次》



令和2年3月
南アルプス市

【目次】

第1章 計画策定のあらまし	1
1. 計画策定の背景	1
2. 日本の温室効果ガス排出量の状況	3
3. 国際的な動向と国の対応	4
4. 南アルプス市の取り組み状況	5
第2章 計画の基本的な事項	7
1. 計画の目的	7
2. 計画の期間	8
3. 対象とする温室効果ガス	8
4. 対象範囲	9
5. 温室効果ガスの排出係数	10
第3章 温室効果ガスの削減目標	11
第4章 温室効果ガス総排出量の現況	12
第5章 温暖化防止に向けた取り組み	15
1. 市役所としての取り組み	15
2. 職員のグリーンマニフェスト	19
第6章 計画の進行管理	20
1. 推進体制	20
2. 進捗状況の把握及び点検・評価	21
3. 職員への普及・啓発	21
4. 公表	22
5. 計画の見直し	22

第1章 計画策定のあらまし

1. 計画策定の背景

地球温暖化は、我々の活動によって排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴い太陽からの日射や地表面から放射される熱の一部がバランスを越えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温の上昇に伴う地球環境の影響としては、私たちの生活へ大きな被害がおよぶ可能性が指摘されています。

地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、我が国においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風等による被害も観測されています。

世界の政策決定者に対し正確でバランスの取れた科学的知見を提供する「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」は、平成27年12月に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリにおいて、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。この中では観測事実として、気候システムによる温暖化については疑う余地がないこと、人間による影響が20世紀半ば以降に観測された地球温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高いことなどが示され、早い段階でのCO₂の排出削減の必要性を訴えています。

また、平成28年には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を令和12年度に平成25年度比で26.0%減とすることが掲げられました。

地球温暖化対策は、国、都道府県、市区町村が、それぞれの行政事務の役割、責務等を踏まえ、相互に密接に連携し、施策を実施して初めて実施することができます。東日本大震災後のエネルギー政策の見直しなどもあり、低炭素社会の実現に向けて、地方公共団体の役割の重要性は高まってきています。

海面上昇

- ① 海水の熱膨張や氷河が融けて、海面が最大59センチ上昇します。南極やグリーンランドの氷床が融けるとさらに海面が上昇します。



動植物の絶滅リスクの増加

- ② 世界平均気温が産業革命前より1.5～2.5℃以上高くなると、調査の対象となった動植物種の約20～30%で絶滅リスクが増加する可能性が高いと予測されています。



マラリア感染地域も増加

- ③ 世界中で猛威をふるっているマラリアは、温暖化が進むとその感染リスクの高い地域が広がります。



異常気象の増加

- ④ 極端な高温、熱波、大雨の頻度が増加し、熱帯サイクロンが猛威を振るようになります。高緯度地域では降水量が増加する可能性が非常に高まり、ほとんどの亜熱帯陸域においては減少する可能性があります。



食料不足

- ⑤ 世界全体でみると、地域の平均気温が3℃を超えて上昇すると、潜在的食料生産量は低下すると予測されています。



熱帯低気圧の強大化

- ⑥ 温暖化により、強い熱帯低気圧は今後も増加することが予測されており、その結果、激しい風雨により沿岸域での被害が増加する可能性があります。



出典：環境省「IPCC第4次評価報告書—統合報告書概要」
環境省「STOP THE 温暖化 2008」

本市の北岳を中心に生息する特別天然記念物のライチョウは寒冷な高山帯に生息し、南アルプスは世界最南端の生息地となっています。ライチョウは、ハイマツに住み高山植物を食物とするなど、高山の環境に強く依存し、また、飛翔能力が低く他の山地に移動することができません。地球温暖化による気温の上昇はライチョウの生息地である高山帯の面積を狭めるなど、直接、生息に影響を与え、世界で最も南に生息する南アルプスのライチョウは、最も影響を受けやすい個体群として危惧されています。

また、国内屈指のアヤメ自然群生地であった楡形山も近年はアヤメが激減している状況です。楡形山のアヤメの花の減少を一概に温暖化による影響ということはできませんが、何らかの影響も否定することはできません。

さらに本市における農業についても温暖化の影響が危惧されています。特に本市で栽培されているさくらんぼは特産品であり、大事な観光資源となっています。さくらんぼの南限は山梨県付近と言われており、このまま温暖化が進み、仮に栽培が出来なくなるような事態になった場合、本市に与える影響は甚大なものと想定されます。

本市においても「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき平成21年度に南アルプス市地球温暖化対策実行計画を策定し、自らの事務・事業から排出される二酸化炭素の排出量削減に取り組んできました。平成31年度に第2次実行計画の計画期間が終了となるため、「第3次南アルプス市地球温暖化対策実行計画」を策定し、令和2年度以降も引き続き取り組みを行います。

2. 日本の温室効果ガス排出量の状況

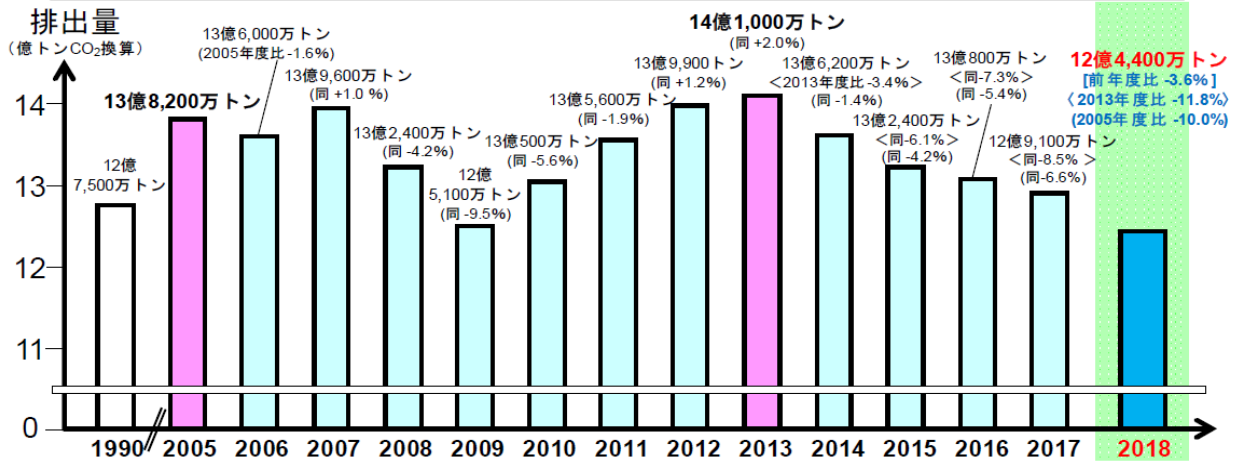
温室効果ガスの総排出量は、2018年度（速報値）で二酸化炭素(CO₂)換算12億4,400万トンであり、前年度と比べると、3.6%(4,700万トン)の減少となっています。

また、2013年度と比べると、11.8%(1億6,600万トン)減少し、2005年度と比べると10.0%(1億3,800万トン)の減少となっています。前年度、2013年度と比べて排出量が減少した要因としては、電力の低炭素化に伴う電力由来のCO₂排出量の減少や、エネルギー消費量の減少(省エネ、暖冬等)により、エネルギー起源のCO₂排出量が減少したこと等が挙げられます。

このように、温室効果ガスの総排出量は、2014年度以降5年連続で減少しておりますが、さらに継続的に排出削減を行っていく必要があります。

我が国の温室効果ガス排出量（2018年度速報値）

- 2018年度（速報値）の総排出量は12億4,400万トン（前年度比-3.6%、2013年度比-11.8%、2005年度比-10.0%）
- 温室効果ガスの総排出量は、2014年度以降5年連続で減少。また、実質GDPあたりの温室効果ガスの総排出量は、2013年度以降6年連続で減少。
- 前年度、2013年度と比べて排出量が減少した要因としては、電力の低炭素化に伴う電力由来のCO₂排出量の減少や、エネルギー消費量の減少（省エネ、暖冬等）により、エネルギー起源のCO₂排出量が減少したこと等が挙げられる。
- 2005年度と比べて排出量が減少した要因としては、エネルギー消費量の減少（省エネ等）により、エネルギー起源のCO₂排出量が減少したこと等が挙げられる。
- 総排出量の減少に対して、冷媒におけるオゾン層破壊物質からの代替に伴う、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）の排出量は年々増加している。



注1 2018年度速報値の算定に用いた各種統計等の年報値について、速報値の算定時点で2018年度の値が未公表のものは2017年度の値を代用している。また、一部の算定方法については、より正確に排出量を算定できるよう見直しを行っている。このため、今回とりまとめた2018年度速報値と、来年4月に公表予定の2018年度確報値との間で差異が生じる可能性がある。なお、確報値では、森林等による吸収量についても算定、公表する予定である。

注2 各年度の排出量及び前年度からの増減割合（「2013年度比」）等には、京都議定書に基づく吸収源活動による吸収量は加味していない。

図1 我が国の温室効果ガス排出量（2018年度速報値）

3 国際的な動向と国の対応

国際的な取り組みとしては、平成9年に国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）が開催され、国際的な取り決めとなる「京都議定書」が採択されました。この中で、我が国が排出する温室効果ガスを平成20年から平成24年の期間に、平成2年と比較して6%以上削減する目標が定められました。

これを受け、我が国では平成10年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定されました。その中で、都道府県及び市町村は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量に関する計画を策定し、その実施状況を公表することが義務付けられました。

また、平成27年には、フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、令和2年以降の地球温暖化対策として「パリ協定」が採択されました。これは「京都議定書」以来、18年ぶりとなる国際合意であり、世界196か国・地域が参加する温暖化対策の協定です。この中では、世界共通の長期目標として産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑制するとともに、平均気温上昇を1.5℃未満に抑える努力を継続することが定められています。

これを受け、我が国では、令和2年以降の新たな温室効果ガス削減目標として、令和12年度の温室効果ガス削減目標を平成25年度比26%減の水準とする「日本の約束草案」が閣議決定され、平成27年11月には「気候変動の影響への適応計画」が策定されました。また、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための、唯一の地球温暖化に関する総合計画「地球温暖化対策計画」が平成28年5月に策定されました。

4. 南アルプス市の取り組み状況

本市では、第2次南アルプス市総合計画(平成27年3月策定)において、基本政策の「安全でみどり豊かな人がつながるまちの形成」の中で、「自然と共生する地域づくり」を施策として掲げ推進しているところです。特に、市総合計画においては、地球温暖化対策に取り組むための施策として、公共施設における自然エネルギーの率先的な導入や、水力・バイオマスエネルギーの利用可能性の検討などにより、循環型・低炭素型の地域社会づくりを進め、また、家庭や事業所などにおいて電力使用量や化石燃料の使用量の抑制が進むよう、省エネルギーの取り組みについて普及啓発を強化していくとしています。

また、平成18年2月に策定した南アルプス市地域新エネルギービジョンでは次の目標を掲げました。

2014年における総一次エネルギー（石油・石炭・天然ガスなど原料としての化石燃料、ウランなどの原子力燃料、水力・太陽・風力など自然から得られるエネルギー）消費量の約3%（214,363GJ/年）を新エネルギーで賄う

本市が位置する山梨県は太陽光の日射量が全国有数であり、太陽光発電は非常に有効な新エネルギーとされています。本市では市地域新エネルギービジョンに基づき積極的に公共施設への太陽光発電設備の導入をすすめており、平成30年度末までに市内の公共施設におよそ563kWの設備導入を行ってきました。今後も、新築が予定されている公共施設への設置をはじめ、施設の改修に併せて太陽光発電設備の整備を図っていくこととしています。

一方、小水力発電においては、平成19年度より金山沢川水力発電所整備事業に着手し、平成22年2月より運転を開始しています。

さらに、ソフト事業としては、平成20年度に環境基本条例の制定を終え、平成22年度には環境政策の基準となる南アルプス市環境基本計画を策定しています。

地球温暖化防止に向けハード事業とソフト事業をあわせ、効果効率的に行動を起こしていくこととしています。

【参考】南アルプス市環境基本条例 前文

わたくしたちのまち南アルプス市は、青く澄んだ空と南アルプス山系の雄大な自然から豊かに実る里山の自然、田園風景へと続くかけがえのない貴重な自然財産に恵まれています。

しかし、一方、これまでわたくしたちが求めてきた便利で快適な暮らしは、資源やエネルギーを大量に消費し、環境への負荷を増大させ、地域の環境問題だけでなく、すべての生物の生存基盤である地球環境にまで影響を及ぼしています。

本市においても世界自然遺産登録を目指している南アルプスの高峰「北岳」では、近年、サルやニホンジカが高山にまで侵出し、ライチョウの生息地を圧迫することや高山植物の植生に変化を引き起こすなど、地球温暖化が一因と思われる生態系への影響が見受けられます。

健全で恵み豊かな環境を保全することは、わたくしたちが健康で文化的な生活を営む上での最重要課題であり、また、このかけがえのない南アルプスの自然環境の恩恵を将来にわたって、守り、育み、更に継承する責務があります。

わたくしたちは、自然の恵みなしに生存できないことを認識するとともに、自らの生活様式や社会経済活動のあり方を見つめ直し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築していかなければなりません。

こうしたことから、良好で快適な南アルプス市を目指すため、市民、事業者、市及び滞在者の責務を明らかにし、環境の保全及び創造についての基本理念等を定めるため、この条例を制定します。

【参考】環境基本計画 第1章 南アルプス市環境基本計画の策定基本方針
第1節 計画策定の背景と趣旨

世界では今、地球温暖化防止のための枠組みづくりに向けた話し合いが活発に行われています。日本ばかりではなく、世界中で今ほど多くの人たちが、地球規模での環境の変化を危惧しはじめている時代は、かつてなかったと言えるかもしれません。

地球温暖化に限らず、生物多様性の減少や森林の破壊など今日の環境問題は、国や地域を越えて発生しています。問題は複雑化、多様化して因果関係がわかりにくくなり、一人ひとりが被害者であり、かつ原因者でもあるという状況が生まれています。しかし、それは裏を返せば、地域住民を含めあらゆる主体がより良い環境づくりの担い手であるということが言えます。

地方自治体は、住民に最も近い行政として大きな役割を担っており、地球環境問題への足下からの取り組みと共に地域固有の課題の解決にあたっていく必要があります。南アルプス市では、平成17年3月に「第1次南アルプス市総合計画」を策定し、その後、「南アルプス市地域新エネルギービジョン」、「南アルプス市緑の基本計画」、「南アルプス市まちづくり基本方針」等を策定しました。また、平成21年3月には、「環境基本条例」を制定しています。条例では、環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、将来の世代に継承していくものとしています。

この「南アルプス市環境基本計画」は、他の計画等を踏まえつつ、各種施策を総合的かつ計画的に推進し、環境基本条例の基本理念を実現するために策定するものです。

第2章 計画の基本的な事項

1. 計画の目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、本手引きにおいて「法」という。）第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村は、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下、本手引きにおいて「実行計画」という。）を策定するものとされています。また、同条第8項、第9項に基づき、都道府県及び市町村は、実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表し、同条第10項に基づき、実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む）を公表しなければならないとされています。

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2～7 （省略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規程は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11～12 （省略）

本市では、市総合計画及び市地域新エネルギービジョンに基づき、新エネルギーの導入、省エネルギー対策等温室効果ガスの排出抑制に取り組んできました。しかし、市民の模範となるような環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指すには、市の全機関を挙げての取り組みを明確化し、職員自らが環境に配慮した行動を実行して行く必要があります。

2. 計画の期間

基準年度を平成30年度とし計画期間を令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、本計画の達成状況や国内の動向を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

3. 対象とする温室効果ガス

対象となる温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に規定する7物質のうち、市の事務及び事業から排出される4物質（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン）とします。残りの3物質（パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）は南アルプス市では該当はありません。

温室効果ガスの種類	算定の対象
二酸化炭素 (CO ₂)	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン、灯油、軽油、A重油、LPGの使用量 ・電気使用量
メタン (CH ₄)	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の走行距離 ・し尿、浄化槽汚泥の処理量
一酸化二窒素 (N ₂ O)	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車を除くディーゼル機関の灯油、A重油使用量 ・公用車の走行距離 ・し尿、浄化槽汚泥の処理量
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の走行距離（カーエアコンから漏出）
パーフルオロカーボン (PFC)	<ul style="list-style-type: none"> ・半導体の製造プロセスなどから発生するガス 南アルプス市：該当なし
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	<ul style="list-style-type: none"> ・電気の絶縁用などに使用されるガス 南アルプス市：該当なし
三ふっ化窒素 (NF ₃)	<ul style="list-style-type: none"> ・半導体の製造プロセスなどから発生するガス 南アルプス市：該当なし

4. 対象範囲

本計画の対象は次の施設の運営、管理及び使用並びに事務の執行に関する範囲とします。

また、基準年度以降に建設等により新たに増えた施設については随時、算定の対象としていきます。

施設の分類	対象施設
官公庁施設	市役所本庁舎（新館・西別館・東別館を含む）、各支所（窓口サービスセンター）、企業局・駒場浄水場
消防・防災施設	消防本部、消防署、分遣所、防災倉庫、排水機場
学校関連施設	市立小・中学校、給食センター
児童施設	市立保育所、児童館、児童クラブ
福祉健康施設	健康センター、福祉施設
文化施設	公民館、美術館、伝承館・天文館、芦安山岳館、図書館、生涯学習センター
地域振興施設	公園、観光施設、農業振興施設、商工施設、道の駅
社会体育施設	体育館、プール、グラウンド
その他施設	市民活動センター、共同調理場

5. 温室効果ガスの排出係数

本計画では、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条（平成27年1月30日改正）に規定されている排出係数により算定を行うこととします。

ただし、法施行令の改正により排出係数が変化した場合、改正された法施行令の施行日以後に算定・公表する排出量については最新の排出係数を適用します。

【参考】燃料における排出係数

燃料の区分	燃料使用量の単位	単位発熱量 (GJ/単位)	炭素排出係数 (tC/GJ)	(参考)単位発熱量×炭素排出係数×44/12 (tCO ₂ /t,kl,1000Nm ³)
一般炭	t	25.7	0.0247	2.33
ガソリン	kl	34.6	0.0183	2.32
ジェット燃料油	kl	36.7	0.0183	2.46
灯油	kl	36.7	0.0185	2.49
軽油	kl	37.7	0.0187	2.58
A重油	kl	39.1	0.0189	2.71
B重油・C重油	kl	41.9	0.0195	3.00
LPG	t	50.8	0.0161	3.00
LNG	t	54.6	0.0135	2.70
都市ガス	Nm ³	44.8	0.0136	2.23

電力の排出係数については公表されている実際の係数を使用します。

【参考】 平成30年度東京電力の二酸化炭素排出係数 0.475kg-CO₂/kWh

第3章 温室効果ガスの削減目標

本計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第2項に基づいた、温室効果ガスの排出を抑制するための計画であるところから、次の数値目標の達成を図り、地球温暖化対策を積極的に推進します。

基準年度（平成30年度）のCO₂排出量は **9,123 t** です。

目標年度の令和6年度までにCO₂排出量の **8.0%以上削減**
をめざします。

上記の削減目標を達成するために基準年度までに

電気の使用量で 8.3% (583.9t-CO₂) 以上

燃料使用量で 7.0% (146.0t-CO₂) 以上

の削減をめざします

第4章 温室効果ガス総排出量の現況

市役所の平成30年度の二酸化炭素（CO₂）の排出源は、ガソリン、灯油、軽油、A重油、LPGの5種類の燃料及び「間接的」な二酸化炭素の排出原因となる一般電気事業者から購入する電力使用量とその合計により排出量を算定することとします。

ただし、街路灯や防犯灯等の電量契約が定額の使用電力量については、現時点の把握が困難であることから今回の算定からは除くこととします。今後算定方法が確立し使用電力量が把握でき次第、排出量に加えていきます。

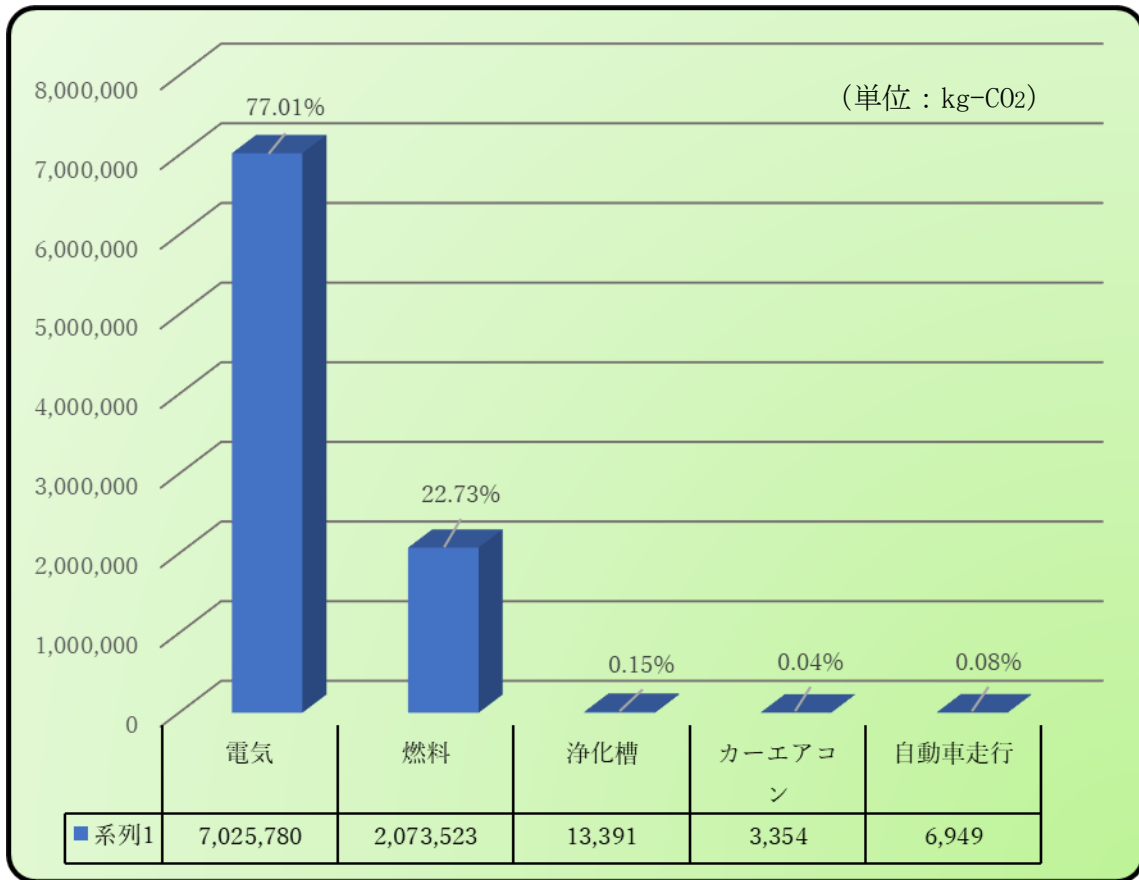
① 温室効果ガス別排出量（CO₂換算ベース）（単位：kg-CO₂）

温室効果ガス別	排出量	排出率	排出元
CO ₂	9,099,303	99.74%	・燃料（ガソリン・灯油・軽油・A重油・LPG）の使用によるもの ・電気の使用によるもの
CH ₄	8,736	0.10%	・公用車の走行距離によるもの ・浄化槽設置によるもの
N ₂ O	11,604	0.13%	・燃料（灯油・A重油）の使用によるもの ・公用車の走行距離によるもの ・浄化槽設置によるもの
HFC	3,354	0.04%	・公用車からのカーエアコンによるもの
計	9,122,997	100.00%	

市役所から排出される温室効果ガスのうち、CO₂換算での排出量が最も多いのはCO₂であり、ほぼ全体を占めています。

市役所から排出されているCH₄、N₂O及びHFCについてはCO₂換算すると、全体のCO₂排出量に対してわずかな値となっています。このうちCH₄とN₂Oは浄化槽の設置から排出されるものが主たる要因であり、HFCの排出についても公用車のカーエアコン使用により排出されるものとなっています。

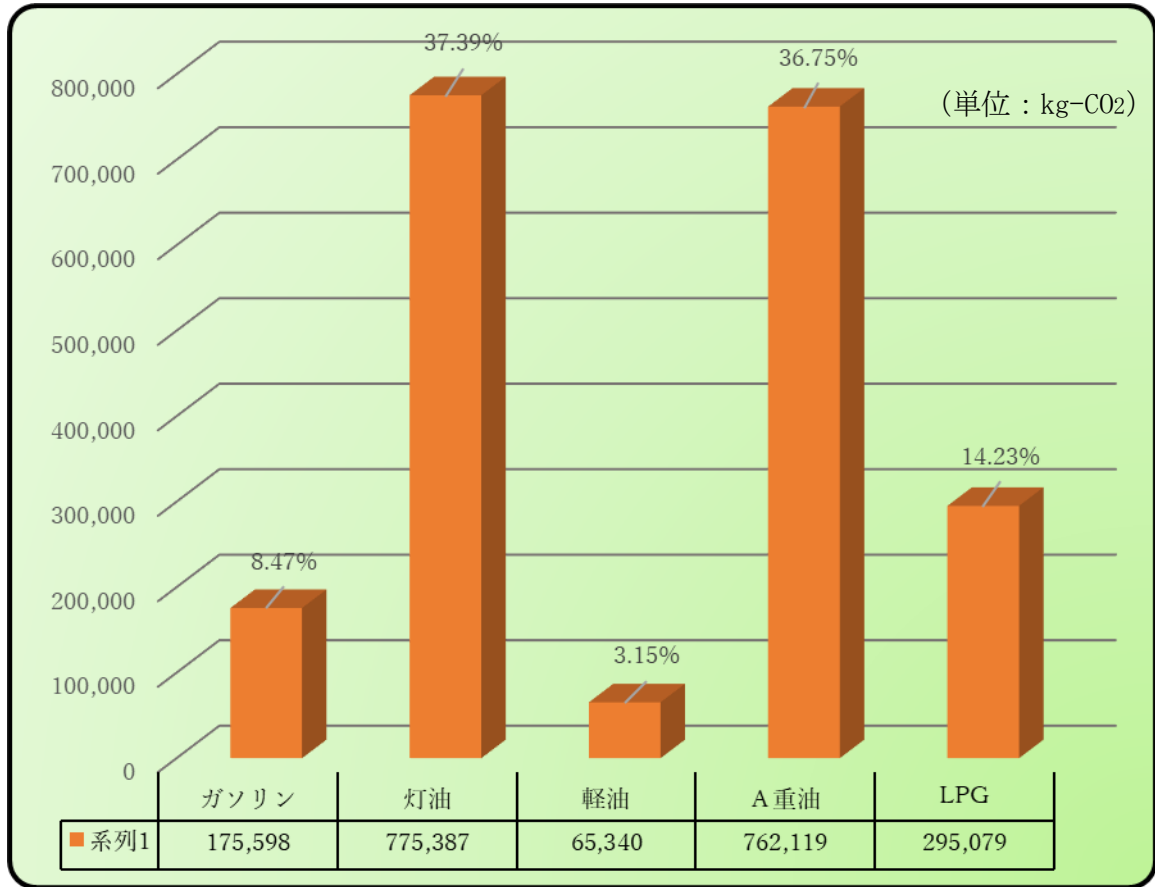
② 排出要因別 CO₂ 排出量



市役所における排出要因別の CO₂ 排出量については、電気からの排出量が約 7,026 t であり、総排出量の約 77% を占めています。また、燃料の使用によるものが約 23% を占めており、電気と燃料の使用によるものでほぼ CO₂ の排出量の全体を占めているといえます。

この 2 つの項目、特に市役所から排出される CO₂ 全体の約 77% を占めている電気の使用量を重点的に削減していくことにより、より効率的な CO₂ の削減効果が期待できると考えられます。

③ 使用燃料の項目別によるCO₂排出量



市役所からのCO₂の排出量全体の約23%を占める燃料については、ガソリン、灯油、軽油、A重油、LPGの使用によるものとなっています。最もCO₂の排出量が多いのが灯油でCO₂排出量が約775t、続いてA重油で約762t、以下LPGが約295t、ガソリンが約175t、軽油が約65tとなっています。

使用燃料のうちCO₂排出量の最も多い灯油と次いで多いA重油は、施設の暖房を使用するために消費されているものがほとんどであり、合算して約1,603tのCO₂を排出しています。この値は市役所全体のCO₂排出量の約77.3%を占めています。

ガソリンと軽油については、公用車使用に伴う燃料消費によるものが大部分を占めており、合算し約241tのCO₂を排出しています。これは市役所全体のCO₂排出量の約11.6%となります。

第5章 温暖化防止に向けた取り組み

1. 市役所としての取り組み

温室効果ガス排出量の削減目標を上回るためには、消費や製品の使用にともない排出する温室効果ガスを抑制することと、各段階での排出抑制に配慮した取り組みを展開していくことが必要です。

(1) 使用電力の削減

区 分	実 践 内 容
機器等の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の建設・改修にあたっては、太陽光発電装置や高効率ヒートポンプ空調などのCO₂排出を軽減する機器の導入を積極的に検討する ・ 市地域新エネルギービジョンに基づき、太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマスなど新エネルギーを利用した設備の導入に努める ・ 電気を使用する事務機器を購入する際には省エネルギー型製品を優先的に選ぶ ・ 施設内の照明や街路灯などにLED照明の導入を検討する ・ 設備規模に応じてヒートポンプ給湯器・空調などの高効率機器の導入を検討する ・ 電気ポット、冷蔵庫、テレビ等電化製品の配置場所や台数の適正化を図る ・ 電気の使用状況を把握する機器の設置を検討する
機器等の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 始業開始前の照明は、必要箇所を除き原則消す ・ 昼休みの照明は、窓口業務を除き原則消す ・ トイレ、会議室、給湯室等の使用後の消灯を徹底する ・ 廊下階段等の共有部分の照明は、支障にならない範囲で消す ・ 休日出勤や残業する場合は、業務に支障のない照明を消す ・ 昼休み、会議時などのパソコンなどを長時間使用しないときは、電源を切る ・ 長時間、電気ポット、コーヒーマシン、テレビなどの電気製品を使用しない場合は、コンセントを抜く ・ 冷暖房温度は、冷房時28℃、暖房時20℃を越えない範囲で使用する ・ 職員が個別に使用する電気ヒーターなどはできる限り使用をしない ・ 会議室などの冷暖房機器は、使用後は必ず運転を停止する ・ エレベーターは、特段の理由が無い限り使用を控える ・ 給湯器は、温度を適切に設定するなど、適切な運転管理に努める ・ 利用箇所の明るさに応じて蛍光灯本数の間引きを行う

その他の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷気、暖気の吹き出し能力の低下を防ぐため、吹き出し口の周囲には物を置かない ・ 定期的な照明器具の清掃及びエアコンのフィルター清掃をこまめに行う ・ カーテンやブラインド等を有効に利用し、室温の適正化を図る ・ 公共施設への緑のカーテンの導入を進める ・ 各フロアの最終退出者は、消灯を確認する ・ 夏季はクールビズ、冬季はウォームビズを励行する ・ 毎週金曜日のノー残業デーにおける定時退庁を徹底する ・ 事務効率の向上に努め、残業の削減を行うとともに、定時退庁に努める
----------	---

(2) 公用車燃料の削減

区 分	実 践 内 容
公用車の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車を購入又は更新する際は、低公害車（電気自動車、ハイブリット車等）又は低燃費車等の購入に努める ・ 公用車の使用実態等を精査し、台数の削減に努める
公用車の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1km未滿への用務は車の使用を避け、徒歩又は自転車とする ・ 急発進や急停止を止め、エコドライブを心がける ・ 待機時はアイドリングストップを心がける ・ 業務上可能な限り乗り合わせを行う ・ 走行ルートを確認しておくなど効率的な走行に努める
その他の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出張時には、可能な限り公共交通機関の利用に努める ・ 車内に不要な荷物を積み込んだままにせず、整理を心がける ・ タイヤの空気圧の調整等、定期的な点検や整備を励行する ・ 公用車の利用後に異常が認められた場合、速やかに管財課に連絡する ・ 公用車の代替となる自転車台数の確保及び自転車置場の整備を検討する

(3) その他燃料の削減

区 分	実 践 内 容
機器の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重油等を燃料としている設備の更新にあたっては、可能な限り、重油・ガスに比べ温室効果ガスの排出の相対的に少ない機器の導入を検討する ・ 切替えの際には、エネルギー消費効率の高い製品を導入する
機器の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷暖房での使用に際して、温度管理を徹底する
その他の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器の定期的な点検や整備を励行する

(4) 水道水の使用量の削減

区 分	実 践 内 容
機器の導入	<ul style="list-style-type: none"> 洗濯機等の水を使用する機器は、節水型の機器を購入する 感知式自動洗浄装置、個別洗浄方式等の便器を検討する
水道水の使用	<ul style="list-style-type: none"> 手洗い、歯磨きをする場合、水の出しっぱなしをやめる トイレ用水の水量を適正に調節する トイレでの2度流しをしない 湯のみ等の洗浄に際しては、節水に努める 芝生や植木などの散水は効率的に行う 散水用水等に可能な限り雨水や再利用水を使用する
その他の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 水漏れ等の定期点検を行う

(5) 用紙類の削減

区 分	実 践 内 容
用紙類の購入	<ul style="list-style-type: none"> エコマーク、環境ラベル等の環境負荷の低減に資する物品の調達推進に努める コピー用紙等は、原則として古紙配合率100%、白色度70%以下のものを使用する 印刷物等の発注にあたっては、原則、古紙率が高く、白色度の低い再生紙を使用する トイレットペーパーは、古紙配合率100%でシングル巻きの製品を使用する
用紙類の使用	<ul style="list-style-type: none"> コピーは、両面印刷や集約印刷をできる限り行う 裏面の再利用を推進する 庁内LAN（電子メール・インフォメーション）を活用し、ペーパーレス化を推進する 会議などにはプロジェクターを活用し、できるだけ紙を使わない 会議の資料はできるだけ簡素化・共有化し印刷部数を削減する 市役所内における所属間連絡用に使用するなど使用済封筒の再利用を行う FAX送付状は状況に応じて省略する ファイルボックス、フォルダーなどは繰り返しの使用に努める 電子データの印刷は必要最小限にとどめる
その他の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ごみの分別回収を徹底し、可能な限りリサイクルに回す コピー機使用後は必ずリセットボタンを押し、ミスコピーを防止する 個人で保有する文書・資料の減量化を徹底する 刊行物はホームページや広報紙による情報提供を促進し、必要以上に印刷しない 刊行物等の在庫管理を徹底する

(6) グリーン購入*等の推進

区 分	実 践 内 容
事務用品の購入	<ul style="list-style-type: none"> ・エコマークやグリーンマークなどの環境ラベルが表示されている製品を優先して購入する ・事務用品等については、必要性を十分考慮して最小限の購入とする ・回収システムの確立している製品の購入に努める ・詰め替え、注ぎ足し可能な製品の購入に努める ・環境や人の健康に影響を及ぼす物質（塩化ビニール、代替フロン等）の使用や放出が削減されている製品の購入に努める
事務用品の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・用品や物品の共有化及び再利用を図る ・物品の修繕利用に努め、使用期間の長期化を図る
その他の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・在庫管理を徹底する

(7) ごみの削減

区 分	実 践 内 容
物品の購入	<ul style="list-style-type: none"> ・繰り返し使える製品の購入を行う ・紙コップ等の使い捨て商品の購入を極力控える ・過剰包装された物品の購入は控える
その他の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙、缶、びん、ペットボトル、プラスチック類及び容器包装紙などの分別収集及びリサイクルを徹底する ・ペットボトル以外のプラスチック製容器包装などの分別を徹底する ・イベント等においてごみの分別収集や持ち帰りなどを行う ・マイはしやマイボトルの使用に努める ・リユース食器の使用に努める ・物品購入にともなう包装や袋は断る ・廃棄物を利用した資源循環モデルの検討を行う

※グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。平成13年に施行されたグリーン購入法により、国等の機関にはグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にはグリーン購入の努力義務を求めている。

2. 職員のグリーンマニフェスト

本計画を進め、前述の「市役所としての取り組み」を実行していくには職員の心がけ一つが鍵をにぎることとなります。

そこで、まず職員一人ひとりが率先して行動し、市役所全体の取り組みにつなげるために「職員のグリーンマニフェスト」を掲げ、職員の取り組み姿勢を宣言します。また、職員の率先行動が市民へのCO2対策への行動を起こすための引き金となるよう取り組み状況を周知していきます。

職員のグリーンマニフェスト

～いつまでも南アルプスが輝くための率先行動10ヶ条～

- 其の1 照明器具の省エネ利用を推進します
- 其の2 冷暖房の適正運用を行います
- 其の3 待機電力を減らします
- 其の4 残業時間の縮減とノー残業デーを徹底します
- 其の5 公用車使用の効率化を図ります
- 其の6 エコドライブを実践します
- 其の7 ゴミの削減とリサイクルの推進に努めます
- 其の8 紙の使用量を削減します
- 其の9 節水に努めます
- 其の10 ノーマイカーデーを設けます

第6章 計画の進行管理

1. 推進体制

本計画を進めるには計画に基づくCO₂の排出量の算定数値と取り組み状況の把握が重要となってきます。そこで南アルプス市役所においては次のとおり組織体制を整える中で計画の推進を図っていきます。

◇ 実行計画推進本部

- ・推進本部は、庁議の構成者をもって組織します。
- ・推進本部長は市長が務めます。
- ・実行計画推進本部は、報告のあった進捗状況について、市のホームページで公表します。
- ・本計画の取り組み状況等を確認します。
- ・進捗状況や取り組み状況を把握する中で、必要に応じて改善点等の提案を行います。

◇ 実行計画推進員

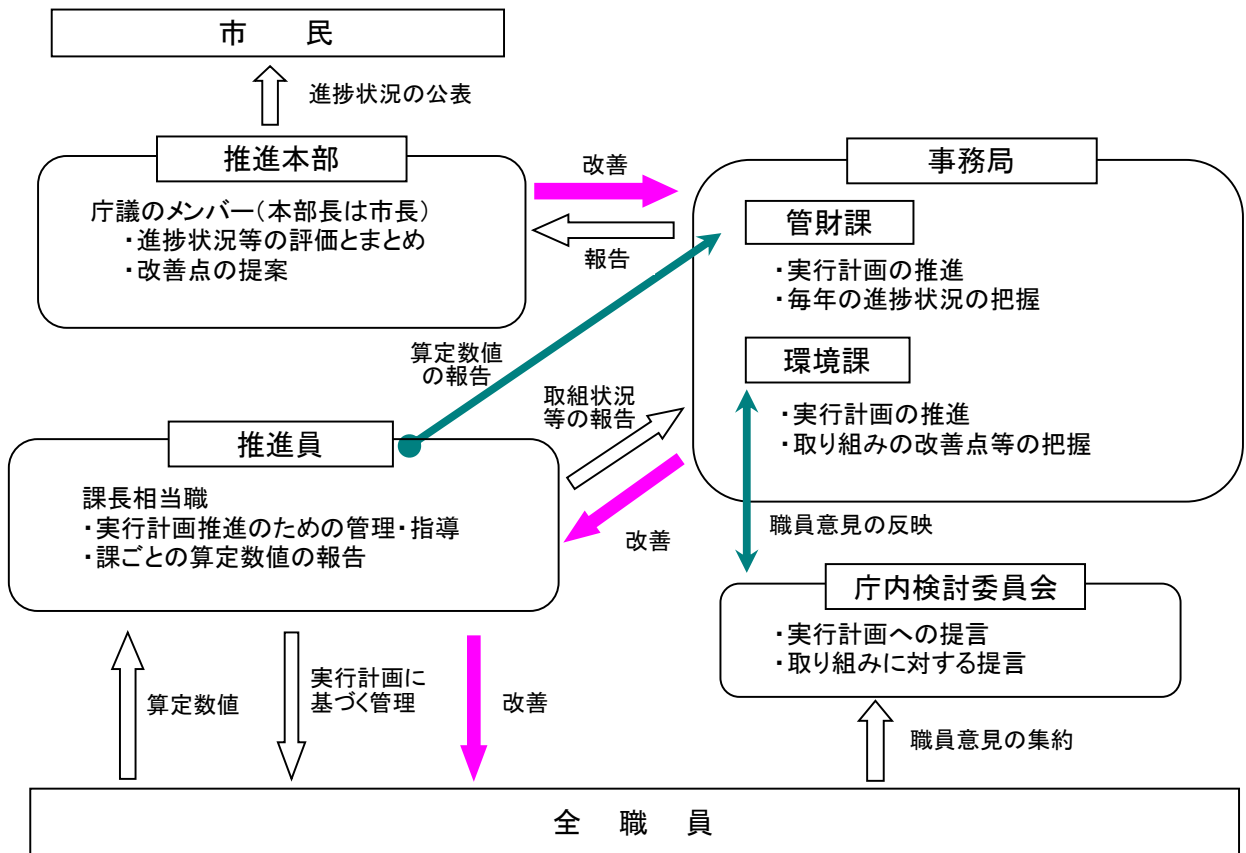
- ・本計画を実施するにあたり、各課等に推進員を置きます。
- ・推進員は課長相当職とします。
- ・本計画の推進が着実に図られるよう所属職員に周知徹底を図ります。
- ・目標値を達成するため、所属職員に本計画による取り組みの実施を促がします。
- ・本計画の実施状況の管理を行います。
- ・推進員は毎年、進捗度を測るため、前年度の使用量等の数値を事務局に報告するものとします。
- ・推進員は本計画の取り組み状況を必要に応じて報告するものとします。

◇ 事務局

- ・事務局は、管財課及び環境課に置き推進本部の庶務を行います。
- ・事務局は本計画の実施状況等の把握を行います。
- ・管財課、教育委員会、企業局は本計画に基づくCO₂の排出量の算定を行います。
- ・環境課は必要に応じて庁内検討委員会を開催し、職員の意見等を求めることとします。
- ・進捗状況等については推進本部へ報告するものとします。

◇ 庁内検討委員会

- ・庁内検討委員会は地球温暖化対策庁内検討委員会の構成者をもって組織します。
- ・本計画の策定や改善、取り組み等について事務局に提言を行います。



2. 進捗状況の把握及び点検・評価

(1) 各使用量等の把握

CO₂の排出量を算定するにあたり、電気や燃料の使用量等を課・室ごとに所定の報告様式により把握します。

(2) 目標に対する進捗状況の把握

推進本部は報告された各取り組み対象項目の使用量及びCO₂の削減量を点検し、目標達成への進捗状況の評価を行います。

3. 職員への普及・啓発

本計画を着実に推進していくため、職員に対する普及・啓発を実施していきます。

4. 公表

本計画の内容及び年度ごとの進捗状況等について、ホームページ等により公表します。

5. 計画の見直し

本計画は、毎年度進捗状況を点検及び評価する中で、必要に応じて目標値や取り組み項目、対象範囲についての見直し若しくは修正を行います。